

接続タクシー事業の制度内容について

令和元年 10 月 1 日（火）よりバスのダイヤに合わせた運行のみを行う「乗合タクシー制度」から、ダイヤに縛られず決められた時間内で指定するタクシー停留所からバス停留所までの移動支援を行う「接続タクシー制度」への変更を行う。

制度変更については、前回第 31 回武豊町地域公共交通会議内で承認されている。ここでは、運用方法の詳細を報告・確認をする。

1. 登録制の導入（導入理由）

従来は、1 区間の運行にあたり、定額の運行委託額から運賃収入額を引いた額の請求という形式だったものの、変更後はタクシーメーターの金額から運賃収入額を引いた額を請求する形となるため、悪質な利用があった場合、町への委託請求が行われることとなる。

例えば、雨天時等においてバス停留所に早く到着した場合、利用者より車内での待機を要求された場合、時間による待料金の加算が発生するため、町の負担額が増額される。

注意事項への同意やこの仕組みの説明を事前に行う機会を作ることで、本来の目的利用以外の追加料金が発生することを防ぐことを目的に、登録制とする。

2. 利用実績の確認方法

運行事業者より月末に以下の内容を記載した実績報告書を防災交通課に提出

- ・利用日時 ・利用区間 ・運行費用（メーター料金レシートの写し）
- ・利用者名（又は登録番号） ・備考（利用料金が著しく異なる場合の理由等）

特定の区間の利用に対し、運行費用が大幅に増加している場合は、運行事業者に増加理由を確認し、場合によっては利用者への指導等を行う

3. 登録証発行の流れ

登録証発行場所：役場防災交通課

必要なもの：運転免許証やマイナンバーカードなどの身分証明書、印鑑

- 手順：1. 上記必要なものを持参して役場防災交通課窓口に来庁してもらう
2. 定められた申請書に記入及び注意事項を確認の上、押印してもらう
3. 記載内容を確認し、申請者に登録証を渡す
4. 申請書の内容を運行事業者へファックス等で送付

4. 登録証の発行時期 令和元年 9 月上旬から受付開始（予定）

5. 周知方法

9 月 1 日号 広報たけとよによる全戸配布

現行の乗合タクシー利用者に対し、車内でのチラシ配布

6. 接続タクシーの利用時間 午前 8 時から午後 6 時まで

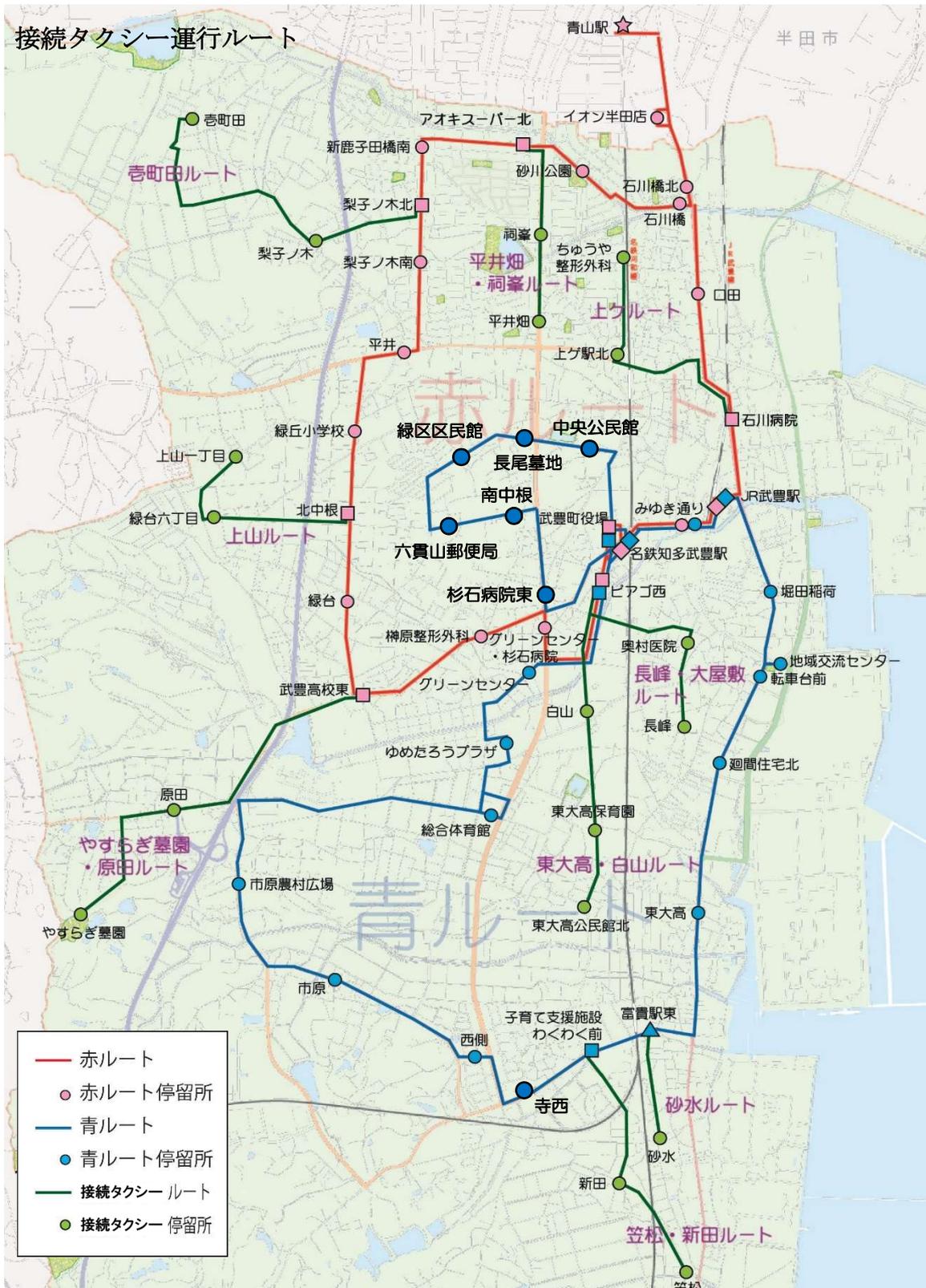
※コミュニティバスの運行に合わせた時間設定とする

7. 接続タクシー委託事業者 安全タクシー株式会社、名鉄知多タクシー株式会社

8. 接続タクシー利用方法 各事業者の予約電話番号に電話にて連絡
※従来のフリーダイヤル制度は廃止

9. バスへの乗継券の発行 従来どおりコミュニティバスへの乗継券の発行を行う
また、バスからタクシーへの乗継券の利用も可能

10. 接続タクシー運行ルート



武豊町接続タクシー事業実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、武豊町乗合タクシー制度からの転換に伴う、武豊町接続タクシー事業（以下、「接続タクシー事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による一般旅客自動車運送事業の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者で契約委託を締結している事業者をいう。

(2) 接続タクシー 事業者が登録者（第7条第2項に規定する登録証の交付を受けた者をいう。以下同じ。）の申込みに応じて、事情に規定する運行範囲を有償により運送する車両をいう。

（乗降場所）

第3条 接続タクシーの乗降場所は、町長が定めるタクシー停留所及びバス停留所で、接続タクシーの運行範囲は、町長が指定したタクシー停留所からバス停留所を結ぶ区間とする。なお、運行区間内において途中の立ち寄りにはできないものとする。

（事業開始）

第4条 事業開始は、令和元年10月1日からとする。

（運休日）

第5条 接続タクシーの運休日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、災害時等、町長が特別の理由があると認めるときは、臨時に運休日を定めることができる。

（利用対象者）

第6条 接続タクシーを利用することができる者は、町内に住所を有する次のいずれかに該当する者であって、次条の規定による利用登録を完了した者とする。

(1) 注意事項に同意した者

(2) 悪質な利用により登録証を剥奪された経緯がない者

（利用登録等）

第7条 接続タクシーを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、武豊町接続タクシー利用登録申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。この場合において、身分証明書を併せて提示するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、接続タクシーを利用することが適当であると認めるときは、登録の決定をし、武豊町接続タクシー利用登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を申請者に交付するとともに、登録した内容を事業者と共有するものとする。

3 登録者が登録した内容を変更しようとするときについては、前2項の規定を準用する。

(登録証の譲渡等の禁止)

第8条 登録者は、登録証を他人に譲渡、貸与、又は不正に使用してはならない。

(登録証の再交付)

第9条 登録者は、登録証を紛失、破損、又は汚損した時は、武豊町接続タクシー利用登録証再交付申請書(様式第3号)により町長に再交付を申請することができる。

(登録の取消等)

第10条 町長は、登録者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 虚偽の申請により登録したとき。
- (2) 不正に利用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、接続タクシーを利用することが適当でないと町長が認めるとき。

(登録証の返還)

第11条 町長は、前条の規定により登録を取り消したときは、登録証の返還を求めることができる。

(利用手続等)

第12条 登録者は、接続タクシーを利用しようとするときは、事業者に乗車停留所及び降車停留所(以下「乗降停留所」という。)を伝え、申し込まなければならない。第3条で指定する運行ルート以外の運行は認めない。

- 2 登録者は、接続タクシーを利用しようとする30分以上前を目安に申込みを行うものとする。
- 3 申込みの受付時間は、運行事業者が営業している時間とし、運行時間は、武豊町コミュニティバスの運行時間に準ずるものとする。
- 4 前3項の規定による申込みを行った登録者(以下「利用者」という。)は、乗車の際に登録証を運転手に提示しなければならない。
- 5 利用者に介助が必要である場合は、介助者も同乗することができる。
- 6 未就学児が接続タクシーを利用するときは、保護者が同乗しなければならない。
- 7 利用する際、一人でも登録者がいれば登録者以外との同乗はできるものとする。

(申込みの変更及び取消し)

第13条 申込みの変更及び取消しは、利用者が申込みをした事業者により連絡しなければならない。

- 2 事業者は、受付時に事業者が伝達した乗降時刻になっても利用者が乗降場所に現れなかったときは、申込みが取り消されたものとみなし、当該運行を中止することができる。
- 3 事業者は、前2項の申込みの変更及び取消しがあったときは、事業者が定める料金を当該利用者に請求することができる。

(乗車の拒否)

第14条 事業者は、事業者が定める一般乗用旅客自動車運送約款において、乗車を拒否することができる規定されている者の乗車を拒否することができる。

(利用料金)

第15条 接続タクシーの利用料金は、1回の乗車につき、100円とする。

2 ただし、以下の場合には無料とする。

(1) 同乗者の中に未就学児がいる場合

(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けている人を介助するため共に乗車する者がいる場合

(3) 運転免許証自主返納乗車券の所有者がいる場合

(4) 高齢者無料乗車券所有者がいる場合

(5) 武豊町コミュニティバスから接続タクシーに乗り継ぐ人で、乗継券の所有者がいる場合

3 また、接続タクシーから武豊町コミュニティバスへの乗継を行う者は、接続タクシー運転手より乗継券の発行を受けることで、バスの乗車料金を無料とすることができる。

4 事業者は、タクシーメーター料金から利用者負担額を控除した額を月末に実績報告書と併せて町に請求するものとする。

(適用除外)

第16条 ほかの制度によりタクシー料金が助成される場合は、この告示の規定は適用しない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

武豊町接続タクシー事業計画

項目	運行概要
1 運行目的	武豊町コミュニティバスの運行範囲外の交通弱者の移動手段の確保
2 事業開始	令和元年10月1日（火曜日）から
3 運行範囲・乗降場所	<p>町長が定めるタクシー停留所及びバス停留所で、接続タクシーの運行範囲は、タクシー停留所からバス停留所を結ぶ区間</p> <p>（壺町田ルート） 壺町田停留所⇔梨子ノ木北停留所 梨子ノ木停留所⇔梨子ノ木北停留所</p> <p>（平井畑・祠峯ルート） 平井畑停留所⇔アオキスーパー北停留所 祠峯停留所⇔アオキスーパー北停留所</p> <p>（上ケルート） ちゅうや整形外科停留所⇔石川病院停留所 上ゲ駅北停留所⇔石川病院停留所</p> <p>（上山ルート） 上山一丁目停留所⇔北中根停留所 緑台六丁目停留所⇔北中根停留所</p> <p>（やすらぎ墓園・原田ルート） やすらぎ墓園停留所⇔武豊高校東停留所 原田停留所⇔武豊高校東停留所</p> <p>（東大高・白山ルート） 東大高公民館北停留所⇔ピアゴ西停留所 東大高保育園停留所⇔ピアゴ西停留所 白山停留所⇔ピアゴ西停留所</p> <p>（長峰・大屋敷ルート） 長峰停留所⇔ピアゴ西停留所 奥村医院停留所⇔ピアゴ西停留所</p> <p>（笠松・新田ルート） 笠松停留所⇔子育て支援施設わくわく前停留所 新田停留所⇔子育て支援施設わくわく前停留所</p> <p>（砂水ルート） 砂水停留所⇔富貴駅東停留所</p>
4 運行時間	<p>午前8時から午後6時まで</p> <p>武豊町コミュニティバスの運行時間に準ずる</p> <p>ただし、受付時間は運行事業者の受付対応時間とする</p>

5 利用料金	<p>1 運行につき100円（又は回数券による乗車も可） ただし、以下の場合については、無料となる。</p> <p>(1) 同乗者の中に未就学児がいる場合 (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けている人を介助するため共に乗車する者がいる場合 (3) 運転免許証自主返納乗車券の所有者がいる場合 (4) 高齢者無料乗車券所有者がいる場合 (5) 武豊町コミュニティバスから接続タクシーに乗り継ぐ人で、乗継券の所有者がいる場合</p> <p>備考</p> <p>(1)身体障害者手帳又は療育手帳の提示により、1割引きを適用する場合は、割引後の額から利用料金を引いた額を町に請求する (2) 運転経歴証明書の提示により1割引きを適用する場合は、割引後の額から利用料金を引いた額を町に請求する (3) 役場福祉課が発行しているタクシー券との併用はできません。</p>
6 利用対象者	<p>町内に住所を有する次のいずれかに該当する者であって、次条の規定による利用登録を完了した者</p> <p>(1) 注意事項に同意した者 (2) 悪質な利用により登録証を剥奪された経緯がない者</p>

(利用者向けチラシ)

武豊町接続タクシー利用のルール

- ・ 電話予約は、タクシー会社の予約受付電話にご連絡をしてください。
安全タクシー株式会社 0569-21-0685
名鉄知多タクシー株式会社 0569-37-1112
- ・ 電話予約の際、必ず接続タクシー利用であることと登録番号をお伝えください。
また、利用したいルート名とタクシー停留所名とバス停留所名をお伝えください。
※接続タクシー利用であることを伝えないと通常料金を請求することがあります
- ・ 利用にあたっては、速やかにタクシー会社に予約の電話をしてください。
※できる限り利用時間の30分以上前の電話予約をお願いします。
- ・ 混雑時間等において、配車ができないこともあり得ることをご理解ください。
- ・ 道路交通法の関係上、バス停留所付近での乗降ができないことをご了承ください。
- ・ 目的の停留所に到着後、タクシーメーター料金が加算される場合は、速やかにタクシーから下車いただきます。
雨天時等やバスに遅延が発生している場合においても同様です。ご理解ください。
- ・ 自宅までの送迎は行いません。
自宅への送迎を希望する方は、タクシー停留所から一般のタクシー利用と同様の扱いとなりますので、ご理解ください。
- ・ 基本的には、自分で乗り降りしてください。
介助が必要な場合は、介助者との同乗を推奨します。
- ・ 未就学児のみの乗車はできません。16歳以上の保護者の同伴が必要です。
- ・ 荒天時等、状況によっては運行しない場合があります。
- ・ 福祉課が発行している障害者タクシー料金助成券との併用はできません。
- ・ 支払いは現金又は回数券をお願いします。

問い合わせ先 武豊町役場 防災交通課 (0569-72-1111)